

令和7年度第7回農業委員会総会議事録

開会月日	令和7年10月27日(月)		開議の時刻	午前10時40分				
場所	市総合会館3階 303会議室		閉議の時刻	午前11時33分				
議長	東松山市農業委員会長 久保田 節子							
委員の出席状況								
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要		
	1	荒川 光明	出席	7	鹿田 明	出席		
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃		
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	欠席		
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	出席		
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃		
	6	藤野 香織	〃					
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要		
	松山	加藤 周二	欠席	高坂	加島 隆久	出席		
		武川 美江	出席		栗原 啓一	〃		
	大岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃		
		小山 貞雄	〃	野本	今井 淳一	〃		
		中島 勇	〃		大塚 春夫	〃		
	唐子	小澤 謙一	〃		奥泉 隆	〃		
		戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃		
		長谷部 高治	〃					
議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 							
公開・非公開の別	公開							
傍聴者数	(会議を公開した場合)		0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)							
	議事参加者							
事務局	氏名	摘要						
事務局長	横田 信行	出席						
副主幹	荒能 豊	〃						
主任	福島 誠	〃						

議 案	議 事 顛 末	
	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	2 議事録署名委 員の選任につい て	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意す る。 10 番 松本 禮子 委員 1 番 荒川 光明 委員
	3 議 事	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件に について 1 番の申請について 1 番の案件について、農業委員の須長委員が議事参与の制 限に該当した。 高坂地区・鹿田委員より、1 番の申請について、大字東平 在住の申請人（受人）より、高坂 1 丁目住の申請人（渡人） が、大字高坂地内に所有する農地（畠 1 筆）を、受人は新規 農業を始めるため、渡人は農業後継者がいないため、所有權 を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地 は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農 地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であるこ とや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等か ら確認していく、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求める、内容審議の結果、これを承認し た。 2 番の申請について 2 番の案件について、農業委員の鹿田委員が議事参与の制 限に該当した。 高坂地区・鹿田委員より、2 番の申請について、大字早俣 在住の申請人（受人）より、大字上唐子在住の申請人（渡人） が、大字正代地内に相続財産清算人として管理する農地（田 2 筆）を、受人は当該地にて耕作をおこなうため、渡人は相 続財産清算人としての処分として、所有權を移転したい旨の 申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全 管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、 耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求める、内容審議の結果、これを承認し た。

	<p>3 番の申請について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、3 番の申請について、大字西本宿在住の申請人（受人）より、高坂 1 丁目住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畠 1 畝）を、受人は自宅に隣接のため、渡人は自宅から離れた場所にあるため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>高坂地区・鹿田委員より、1 番の申請について、大字田木在住の申請人が、大字田木地内に所有する農地（畠 1 畝）を、住宅敷地に転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地と申請人が他に所有する農地について、農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、住宅敷地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について</p> <p>松山地区・須長委員より、1 番の申請について、材木町在住の申請人（受人）より、入間郡三芳町在住の申請人（渡人）が、松山町 2 丁目地内に所有する農地（畠 2 畝）を、専用住宅（自己用住宅）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>
--	---

2 番の申請について

松山地区・須長委員より、2 番の申請について、大字東平に所在する申請人としての法人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畠 4 畠）を、敷地拡張するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は 18 日の現地調査の時点では問題があったが、再度の調査時には農地として原状回復されていた。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、敷地拡張の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、3 番の申請について、大字松山在住の申請人（受人）より、大字野田在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畠 2 畠）を、専用住宅・道路後退用地に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅・道路後退用地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、4 番の申請について、坂戸市在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畠 1 畠）を、自己用住宅に転用するため、使用賃借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、5 番の申請について、小松原町在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）

議案第 4 号 農用地利用集 積等促進計画 (案) の件	<p>が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求める、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>6 番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、6 番の申請について、比企郡滑川町在住の申請人（受人）より、川越市在住の申請人（渡人）が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求める、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>7 番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、7 番の申請について、山崎町在住の申請人（受人）より、大字上野本在住の申請人（渡人）が、若松町 2 丁目地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求める、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について</p> <p>農業委員の荒川委員が議事参与の制限に該当した。</p> <p>議長は市農政課に説明を求めた。</p> <p>市農政課から、説明の前に先月の検討事項について、新規の権利設定で申請地が荒れていて、借受人が原状回復した上で耕作をする場合には、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員に、事前に地図や写真などをもって情報共有をさせていただきたい、また、権利設定後の農地の耕作状況について、</p>
---------------------------------------	--

	<p>市として注視していきたい旨回答がなされた。</p> <p>市農政課より、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第19条第3項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聞くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p> <p>報告事案</p> <p>農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件</p> <p>事務局報告案件</p> <p>議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第3条の3権利取得届出報告の件</p> <p>事務局から説明が行われ、8件を確認する。</p> <p>農地法第5条転用届出報告の件</p> <p>事務局から説明が行われ、2件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件</p> <p>事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p> <p>島田委員より、農地所有適格法人の報告書を提出していない法人があるが、対応等を含めて状況について教えてほしい、との質問がなされた。</p> <p>事務局より、報告書が未提出の法人について、四半期ごとに督促の通知を発送しており、直近では9月に督促状を発送した旨の説明がなされた。</p> <p>島田委員より、報告書未提出法人の件に関し、県の農林振興センターは何らかの対応等の動きはあるのかとの質問がなされた。</p> <p>事務局より、東松山農林振興センターとは、一緒に法人の事務所や理事の自宅を訪問するなどしていて、今後も連携して対応をしていく旨の説明がなされた。</p> <p>小峰委員より、この法人が所有している農地について集積集約が進まない。所有している農地だけではなく借受けている農地もあると思われるが、所有農地はともかく借受けている農地については集積集約ができるのではないか、との質問がなされた。</p> <p>市農政課より、市としては農地台帳には貸借の記載がなく、対象法人が農地を借受けていることは確認できない。そのため、貸借契約がされていない土地として、中間管理事業を利用できる旨の回答がなされた。</p> <p>小峰委員より、この法人は事務所を訪問しても不在で、連絡手段もない。状況の変化が見られないが、現状を変えられる手段はないのか、との意見がなされた。</p>
--	--

	<p>杉浦委員より、何年か前にこの法人が関係する農地法第3条に基づく申請があったと思われるが、どのような内容だったのか、との質問がなされた。</p> <p>事務局より、令和5年2月総会の案件で、法人が所有する農地を理事が取得したい、という内容の申請。内容審議の結果、全部効率要件を満たしていないため不許可となったが、後日同じ内容で申請書類を持参した。書類は内容確認のため預かったが、状況に変化が見られなかつたため、総会にかける前に全部効率要件を満たすよう指導した。指導に従わないまま時間が経過したため書類を返却しようとしたが、代理人に連絡しても対応せず、申請人である理事に連絡しても連絡がつかず自宅も更地になっている。そのため現在も書類が返却できないで事務局が管理している状態である旨の説明がなされた。</p> <p>久保田会長より、いずれにせよ状況が変化するような手段を考えてほしい旨の意見がなされた。</p> <p>解除条件付貸借にかかる報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p> <p>その他</p> <p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和7年11月25日（火） 午前10時20分～ 会場 市総合会館3階 303会議室 午前11時33分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和7年度第7回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。</p> <p>令和7年11月25日 議長 久保田 節子 委員 松本 禮子 委員 荒川 光明</p>
--	---